千葉県国土利用計画の経緯

		第一次計画 （昭和53年3月決定）	第二次計画 （昭和62年3月決定）	第三次計画 （平成8年7月決定）
基本方針		○土地需要の節減を図りながら、極力土地の有効利用を促進 ○地域の自然的、社会的条件との調和への配意	○県土利用の質的向上 ○良好な市街地の形成 ○農用地・森林の確保	○県土利用の質的向上 ・安全で安心できる県土利用 ・自然と共生する持続可能な県土利用 ・美しくゆとりある県土利用
県土利用の基本方向	農用地	○極力保全 ○優良農用地・集団的農用地の確保・拡大 ○市街地内農地の保全を基調とした有効利用	○必要な用地の確保 ○優良農用地・集団的農用地の確保・拡大 ○市街化区域内農地の計画的宅地化の推進	○必要な用地の確保 ○農業生産基盤の整備と担い手への農用地の集積 ○市街化区域内農地のうち生産緑地の保全
		（規模目標） 163千ha（▲15千ha）	（規模目標） 144千ha（▲10千ha）	（規模目標） 138千ha（▲9千ha）
	森林	○保全と整備 ○市街地に介在する樹林地・周辺森林の保全	○森林資源の確保・充実 ○都市内森林の積極的整備・保全	○森林の確保・整備 ○貴重動植物が生息生育する森林の適正な維持管理 ○都市内森林の積極的整備・保全
		（規模目標） 167千ha（▲10千ha）	（規模目標） 166千ha（▲7千ha）	（規模目標） 163千ha（▲5千ha）
	原野	○湿原、水辺植生等、貴重な自然環境を形成しているものの保全	○植物自生地等、貴重な自然環境を形成しているものの保全	○植物自生地等、貴重な自然環境を形成しているものの保全
		（規模目標） 0.3千ha（±0）	（規模目標） 0.9千ha（±0）	（規模目標） 0.5千ha（±0）
	水面・河川・水路	○浄化・整備・改修を図る ○予想される水需要等に対応し、自然環境の保全に配慮しながら、ダム等に必要な用地を確保する ○水と緑の空間として環境の保全・整備につとめる	○水質浄化などの整備 ○予想される水需要等に対応し、自然環境の保全に配慮しながら、ダム等に必要な用地を確保する。 ○河川整備に必要な用地の確保 ○親水性等に配慮した活用の推進	○水質浄化・機能の維持向上 ○予想される水需要等に対応し、自然環境の保全に配慮しながら、ダム等に必要な用地を確保する。 ○河川整備に必要な用地の確保 ○水に親しめる空間の創出に努める
		（規模目標） 24千ha（+1千ha）	（規模目標） 21千ha（+2千ha）	（規模目標） 19千ha（+1千ha）

		第一次計画	第二次計画	第三次計画
県土利用の基本方向（つづき）	道路	○幹線道路、生活道路等を有機的に整備し、必要な用地の確保　など	○広域幹線道路、生活道路等の有機的・体系的整備に必要な用地の確保　など	○広域幹線道路、生活道路等の有機的・体系的整備に必要な用地の確保　など
		（規模目標） 34 千 ha（+4 千 ha）	（規模目標） 35 千 ha（+4 千 ha）	（規模目標） 36 千 ha（+4 千 ha）
	宅地	○住宅地：適正人口規模に応じて、必要な用地の供給を図る ○工業用地：臨海部中心から内陸部への展開を計画的に図り、工業生産の増加に必要な用地を確保。住工混在地区の解消（工業用地への移転を促進、跡地の都市公園等への活用） ○事務所・店舗等の宅地：今後高い需要が見込まれるため、適正は位置に留意しつつ必要な用地の確保を図る	○住宅地：世帯数の増加・住替え等による宅地需要に適切に対応し必要な用地の確保。調整区域の大規模住宅地開発の抑制 ○工業用地：内陸部を中心とした計画的工業団地等の整備。住工混在地区の解消（工業用地への移転促進、跡地は再開発・緑のオープンスペースとしての活用） ○商業系宅地：市街地再開発による土地利用の高度化、新市街地整備等により必要な用地を確保	○住宅地：世帯数増等の宅地需要に適正に対応し必要な用地の確保。調整区域の大規模住宅地開発の抑制 ○工業用地：新産業創出拠点を形成する新たな工業団地等の計画的な整備。住工混在地区の解消（工業団地への移転促進、跡地は良好な都市環境整備のための有効利用を促進） ○商業・業務系宅地：市街地再開発による土地利用の高度化、新市街地整備等により必要な用地を確保。郊外の大型商業施設や大型リゾート施設の適正誘導
		（規模目標） 65 千 ha（+20 千 ha）	（規模目標） 73 千 ha（+13 千 ha）	（規模目標） 80 千 ha（+11 千 ha）
	その他	○公共施設、公園・緑地等については、必要な用地の確保を図る ○ゴルフ場の開発抑制 ○新たな埋立地造成を原則として行わない	○公共施設、公園・緑地等の必要な用地の確保 ○ゴルフ場の開発抑制 ○不耕作地等の低未利用地の有効利用 ○新規の埋立については、必要性を慎重に検討	○公用・公共用施設に必要な用地を確保 ○ゴルフ場の開発抑制 ○低未利用地の有効利用 ○海岸の保全 ○新規の埋立については、必要性を慎重に検討
		（規模目標） 63 千 ha（+4 千 ha）	（規模目標） 76 千 ha（▲0.1 千 ha）	（規模目標） 80 千 ha（▲1 千 ha）
地域区分		千葉県新総合 5 カ年計画（51～55）に準拠した 4 地域 ○近郊北部地域 ○近郊南部地域 ○大利根・九十九里地域 ○安房・夷隅地域	2000 年の千葉県（59 策定）に準拠した 4 地域 ○西地域 ○東地域 ○中央地域 ○南地域	第二次計画と地域区分の変更なし ○西地域 ○東地域 ○中央地域 ○南地域
その他		○目標年次　昭和60年 ○基準年次　昭和47年	○目標年次　昭和70年 ○基準年次　昭和57年	○目標年次　平成17年 ○基準年次　平成4年

千葉県国土利用計画

－第３次－

平成８年７月

千　葉　県

この計画は、国土利用計画法第７条の規定に基づき、平成８年７月12日に県議会の議決を経て、７月16日に決定したものです。

千葉県国土利用計画 －第３次－　目次

前　文 …… 1

第１　県土の利用に関する基本構想 …… 2

１　県土利用の基本方針

（１）　県土をめぐる基本的条件の動向

（２）　今回の計画期間における課題

（３）　課題の実現に当たっての対応

２　利用区分別の県土利用の基本方向 …… 5

（１）　農用地

（２）　森林

（３）　原野

（４）　水面・河川・水路

（５）　道路

（６）　宅地

ア　住宅地

イ　工業用地

ウ　その他の宅地

（７）その他

ア　公用・公共用施設及びレクリエーション施設

イ　沿岸域

第２　県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要 …… 8

１　県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

（１）目標年次等

（２）目標年次の人口等

（３）県土の利用区分
（４）利用区分ごとの規模の目標

２　地域別の概要 …… １１
（１）地域区分

（２）地域別土地利用の基本方向
ア　西地域
イ　東地域
ウ　中央地域
エ　南地域

（３）地域別の利用区分ごとの規模の目標

第３　第２に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要 …… １６

１　公共の福祉の優先
２　国土利用計画法等の適切な運用
３　地域整備施策の推進
４　県土の保全と安全性の確保
５　環境の保全と県土の美しさ及びゆとりの確保
６　土地利用の転換の適正化
７　土地の有効利用の促進
８　県土に関する調査の推進及び成果の普及啓発

前　文

この計画は、国土利用計画法第７条の規定に基づき、千葉県の区域における国土（以下「県土」という。）の利用に関して基本的な事項を定めるものであり、県下の市町村が、その区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）及び千葉県土地利用基本計画の基本となるものである。

今後、この計画に基づいて、土地利用に関する各種行政施策の調整及び進行管理を図るとともに、経済・社会情勢の変化に対応して、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

第１　県土の利用に関する基本構想

１　県土利用の基本方針

本県は本州の中央東端に位置し、一部が太平洋に突き出た半島からなっている。東南は太平洋に面し、西は東京湾を形成し、北西は江戸川を境にして東京都、埼玉県に接し、北は利根川を境にして茨城県に連なり、県土は水に囲まれた島のような環境をなしている。

その面積は、約５１万６千ヘクタールで全国第２７位の大きさであり、国土の１．３６パーセントを占めている。また、半島をめぐる海岸線は約５００キロメートルに及んでいる。

本県の地形は、おおまかに南から北に向かって低くなっており、標高２００～３００メートル級の南部の丘陵地と北部の台地や平地に大別される。

土地利用の現況は、農用地、森林及びその他の土地利用の割合がおおむね3分の１ずつとなっている。

このうち、県の北西部や湾岸部においては人口集積とあわせ都市的土地利用が進んでいる一方で、県の東部や南部では首都圏の主要な食料供給を担う地域として農用地の展開が見られるほか、緑豊かな丘陵や変化に富んだ海岸線など美しい自然景観が残されている。

また、東京湾横断道路をはじめとする幹線交通網の整備や、千葉新産業三角構想等の均衡ある県土の発展を目指した各種プロジェクトが進展しているところである。

県土の利用に当たっては、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配意して、健康で文化的な生活環境の確保、県民福祉の向上及び県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、本県のもつ地域特性をいかしつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

また、県土は県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない貴重な資源でありかけがえのない財産であることを認識し、県土を取り巻く環境を健全な状態に保全して将来の世代に引き継ぐことは、県民共通の課題であり、これまでのライフスタイルを見直し、自然の物質循環を活用した環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会、人と自然の共生が可能な社会を構築しなければならない。

（１）県土をめぐる基本的条件の動向

今後の県土利用にかかわる社会的背景としては、高齢化が進行し、少子化傾向が継続する中で、人口は増勢を鈍化させるものの引き続き増加し、平成１７年（当該

計画の目標年次）には６７０万人程度に達するものと見込まれ、都市化は速度を緩めつつも進展し、またその態様を変化させるものと見通される。

経済のグローバル化・ボーダレス化をはじめとする国際化もあらゆる分野で一層進展すること及び、経済社会諸活動全般にわたり交流・連携の活発化、産業の高付加価値化・構造変化・技術革新等が進み、また高度情報化・ソフト化・サービス化傾向をより一層強めながら成熟化に向かうことから、全体としては地目間の土地利用転換の圧力は低下する傾向にあると見通される。なお、都市化の進展、経済社会諸活動の安定的拡大等が進むと考えられ、土地需要の調整、効率的利用の観点から引き続き県土の有効利用を図る必要がある。

また２１世紀に向かって、人口の高齢化・少子化、環境問題の複雑化・多様化、生活水準の向上、自由時間の増大、健康への関心の高まりなどを背景とした県民の価値観・ライフスタイルの多様化・個性化が進み、「心の豊かさ」を重視する傾向が一層強まってきている。

他方、平成７年１月の阪神・淡路大震災では、自然災害に対する国土の脆弱性、都市における諸機能の集中やライフラインの依存度の高まりなどが認識され、あらためて国土の安全性に対する要請が高まっており、この観点から災害が発生しうることを前提とし、被害の最小化に向けた総合的対策を視野においた災害に強い県土づくりを図ることが要請されている。

近年、大気中の二酸化炭素等の増大による地球の温暖化、熱帯雨林の減少など地球環境問題も顕在化し、地球の生態系に深刻な脅威をもたらしており、県土も地球的規模の環境と密接に関係していることや豊かな自然をかけがえのない財産として次代に引き継いでいかなければならないことなどが認識されはじめている。

これらを背景として、県土の利用に当たっては、県土を自然と人間とが永続的に共生すべき一つの環境圏としてとらえ、地球的視野に立った取り組みと長期的な視点から自然のシステムにかなった持続可能な利用を基本とすることが必要である。

（２）今回の計画期間における課題

従って今後の１０年間は、このような傾向を踏まえて県土利用の質的向上をより一層積極的に推進することが重要である。

ア　土地需要の量的調整に関して、増勢は鈍化するもののなお増加する都市的土地利用については、土地の高度利用と低未利用地の有効利用を促進しその合理化及び効率化を図り、あわせて身近な自然を確保するなど計画的に良好な市街地の形成を図る。

一方、農林業的土地利用を含む自然的土地利用については、自然循環システムの維持に十分配慮しつつ、農林業の生産活動とゆとりある人間環境の場とし

ての役割に配意して、適正な保全を図るとともに、耕作放棄地等の適切な利用を促進する。

また、森林、農用地、宅地等の相互の土地利用の転換については、いったん転換された土地利用が容易には元に戻せないこと、生態系をはじめとする自然の様々な循環系に影響を与えること等にかんがみ、転換を慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。

イ　県土利用の質的向上に関しては、第１に安全で安心できる県土利用を主眼とする。本県は気象的、地形・地質的に自然災害の発生しやすい地域が多く、近年、都市への人口集中、都市構造の複雑化等、災害発生要因が増大するとともに複雑化・多様化している状況にある。

このため、水系の総合的管理を図り、森林の有する県土保全機能を向上させる必要がある。

さらに、都市化の進行等にともなう生活環境の急速な変化等によって人口または産業が集積している地域など、災害により被害を受ける可能性のある地域については、それぞれの地域ごとの特性を踏まえた適正な県土利用を通じて安全性を確保することが重要である。

また、災害時の被害最小化のため、電気、ガス、上下水道、通信、交通等のライフラインの多重化・多元化等を進め、特に都市的地域にあっては、防災拠点の整備、オープンスペースの確保、諸機能の一層の分散及びバックアップシステムの整備等を図り、安全性の向上に努める。

第２に、自然の持つ健全な物質循環の維持、自然環境に配慮した都市的土地利用を進めるとともに、生物の多様性の確保や多様な自然環境の体系的な保全等を図り、自然と共生する持続可能な県土利用を促進する。

第３に、美しくゆとりある県土利用の実現のため、都市にあっては土地利用の高度化等によるゆとりある都市環境の形成、農山漁村にあっては緑資源の確保を図ること、歴史的風土の保存、また地域の自然的・社会的条件等を踏まえた個性ある景観の保全・形成に配慮する必要がある。

また、県土利用に当たっては、自由時間の増大、価値観の多様化などによる県民の余暇志向・自然とのふれあい志向への対応を考慮する必要がある。

（３）課題の実現に当たっての対応

これらの課題の実現に当たっては、限られた県土資源を前提として、都市における土地利用の高度化、農山漁村における農用地及び森林の有効利用、両地域を通じた低未利用地の利用促進を図り、都市的土地利用と自然的土地利用の適切な配置と組み合わせにより調和ある土地利用を進めるなど、地域の自然的・社会的特性を踏まえ、県土の有効かつ適切な利用に配慮する必要がある。

2　利用区分別の県土利用の基本方向

（1）農用地

農用地については、農業生産の基盤であるとともに、県土の保全等公益的機能を発揮し、県民生活を支える基礎的な資源であるので必要な用地の確保を図る。特に、生産性向上に向けた農業生産基盤の整備と担い手への農用地の集積を図るとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産を推進する。

また、地域の特性に応じて良好な生産・生活環境の一体的な形成を図り、農業生産活動と地域住民の生活が調和する計画的かつ適切な土地利用を促進する。

なお、市街化区域内の農用地は、良好な都市生活環境に資する空間として有効利用を図るものとするが、生産緑地については生鮮農産物の供給基地、緑地空間、防災空間等多面的機能を発揮する貴重な空間として都市環境との調和を図りながら保全する。

（2）森林

森林については、県土保全、水資源かん養、保健休養、自然環境の保全等の公益的機能及び木材生産等の経済的機能といった多様な機能を有し、豊かな県民生活を維持する上で、大きな役割を果たしている。森林は、限りある貴重な資源であることから、人と自然との共生を踏まえ、多面的機能を総合的に発揮できるよう、その確保と整備を図り、次世代へ継承するよう努める。特に、機能が高く重要な森林については極力その保全を図る。

また、貴重な動植物が生息・生育する森林等についてはその生態系に配慮し、適正な維持・管理に努める。

さらに、都市内及びその周辺の森林については、貴重な緑地空間であり、防災機能もあわせ持つため、積極的に整備と保全を図る。

自然的土地利用の多い地域の森林については、地域の活性化に資する地域整備との調和のもとにその確保を図る。

（3）原野

原野については、植物の自生地、野生動物の生息地等として貴重な自然環境を形成しているものについて保全を図る。

（4）水面・河川・水路

水面（湖沼・ダム・ため池）については、水質の浄化を図るとともに、水資源の確保、自然環境の保全及び内水面漁場、レクリエーションの場としての機能の維持向上等に努める。

また、今後増加が予想される水需要に対処するため、地域住民の生活、自然環境等に十分配慮しながらダム等の建設に必要な用地の確保を図る。

河川については、県土の保全、県民の生命・財産の安全のため、整備に必要な用地の確保を図るほか、水質の改善・保全及び水資源の確保に配慮する。特に、都市

化の著しい地域の河川においては、都市的土地利用との調整を図り、慢性的な浸水被害が生じるおそれのある河川の総合的な整備を推進する。また、都市においては貴重なオープンスペース等多様な機能の維持向上を図る。

水路（農業用用排水路）については、農用地の生産性の向上を図るため、整備を推進する。

水面・河川・水路の整備に当たっては、水に親しめる空間の創出に努めるとともに、生物の多様な生息・生育環境としての機能、周辺の自然環境及び健全な水循環系に十分配慮する。

(5) 道路

一般道路については、単に交通の利便性を図るだけでなく、産業・経済・文化の発展に欠かすことのできない社会資本の一部であり、県土の一体化及び県土の有効利用を誘導するネットワークとして重要な役割を果たすものであるので、広域幹線道路から身近な生活道路に至るまで有機的・体系的に整備するため、必要な用地の確保を図る。広域幹線道路は、県都千葉市と県内主要都市の時間距離の短縮、地域間の交流・連携の強化等を基本として積極的に整備するとともに、都市内道路は、街づくりの根幹として増大する交通需要に対応して整備を進める。

一般道路の整備に当たっては安全性、快適性の向上に努めるとともに、環境の保全に十分配慮する。

また、公共・公益施設の収容機能等の発揮、防災機能の向上を図るとともに、良好な景観形成を進める。

農道及び林道については、農林業の生産性の向上並びに農用地及び森林の適正な管理を図るため必要な用地を確保し、その整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮する。

(6) 宅地

ア　住宅地

住宅地については、ライフスタイルの多様化及び高齢化の進行等を踏まえ、地域特性に配慮した望ましい居住水準、安全性、快適性など質の向上に重点を置いた良好な居住環境の形成を目標とし、世帯数の増加等による住宅地需要に適切に対応しつつ、必要な用地の確保を図る。

住宅地の確保に当たっては、農林業など他の土地利用との調和に十分配慮し、生活関連施設の計画的整備を図りながら進める。

特に都市地域においては、土地利用の高度化や低未利用地の有効利用によるオープンスペースの確保を図る。

なお、市街化調整区域の大規模住宅開発については、引き続き抑制していくが、地域の振興、都市機能の増進等に著しく寄与するものについては、周辺の自然環境及び他の土地利用との調和を図りつつ、適正に誘導する。

イ　工業用地

工業用地については、雇用機会の確保に引き続き配慮するとともに、ボーダレス化、情報化の進展等に伴う産業の高付加価値化、産業構造の変化に対応しながら、県内の立地優位性の高い地域に新産業創造拠点を形成する新たな工業団地等の計画的な整備に必要な用地を確保する。

工業用地の確保に当たっては、安全性の確保、環境の保全等に十分配慮しながら計画的に進める。

また、住工混在地区の工場については、計画的に造成された工業団地等へ積極的に移転を促進するなど生産環境の整備を図る。

なお、工場移転、業種転換等により生ずる工場跡地については、地域環境の改善に配慮しつつ、良好な都市環境の整備のため有効利用を促進する。

ウ　その他の宅地

その他の宅地（商業・業務・研究等の宅地）については、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応しつつ、地域社会における都市機能が総合的に発揮できるよう適正配置に留意し、市街地の再開発による土地利用の高度化、計画的な新市街地整備等により、必要な用地の確保を図る。なお、郊外の大型商業施設や大型リゾート施設については、周辺の土地利用との調整及び地域の景観との調和に配慮しながら、適正に誘導する。

（7）その他

ア　以上のほか、公用・公共用施設については、県民ニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。また、施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮する。

レクリエーション施設については、自然環境の保全に配慮し、慎重に対応する。なお、ゴルフ場の開発については、自然環境の保全や適正な県土利用を図るため、引き続き抑制していくものとする。

このほか、低未利用地については、それぞれの立地条件に応じて、周辺の土地利用との調和に配慮しながらその有効利用の促進を図る。

イ　沿岸域については、漁業、レクリエーション、海上交通等としての利用のほか、かけがえのない自然環境を有することから、長期的な視点に立ち、持続的で、総合的、広域的な秩序ある利用を図る。その際、沿岸域の多様な生態系の保全、豊かな海洋資源、県民に開放された親水空間などとしての利用に配慮する。

また、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を図る。

なお、新規の埋め立てについては、その必要性を慎重に検討するとともに、自然環境、漁業の実態、水際線の有効利用等に十分配慮しながら適切に対応する。

第２　県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標とその地域別の概要

１　県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

（１）計画の目標年次は、平成１７年、基準年次は、平成４年とする。

（２）県土の利用に関して、基礎的な前提となる人口及び一般世帯数については、平成１７年において、それぞれおよそ６６８万人、２４２万世帯に達するものと想定する。

（３）県土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地（人口集中地区）とする。

（４）県土の利用区分ごとの規模の目標については、将来人口等を前提に、利用区分別の県土の利用の現況と変化に基づき、用地原単位を考慮して、利用区分別に必要な土地面積を予測し、さらに利用区分間の調整を行い、次のとおり定めるものとする。

ア　農用地については、宅地等への転換はあるものの効率的な利用と生産性の向上に努めるとともに、県内の農業生産力の維持強化に向け必要な用地を確保するため、約１３８，１００ｈａとする。

イ　森林については、公益的・経済的機能の発揮に資する森林を確保するため、約１６２，７００ｈａとする。

ウ　原野については、現状程度の約５００ｈａとする。

エ　水面・河川・水路については、新規ダムの建設、河川改修、農業用用排水路の

整備等により、約１８，４００ｈａとする。

オ　道路については、生活・産業の基盤として、また、地域間の交流・連携強化に果たす役割を重視し、必要な用地を確保するため約３５，８００ｈａとする。

カ　宅地のうち、住宅地については、世帯数の増加、居住水準向上等に対応して、約５０，０００ｈａとする。

工業用地については、従来からの工業構造高度化と均衡の取れた地域構造の形成に加えて、「国際産業母都市」化へ向けて新産業創造拠点の整備を図るために、約８，８００ｈａとする。

その他の宅地については、ソフト化・サービス化等の経済活動を背景とする商業、業務機能の拡大及び学術・研究機能等の展開に対応して約２１，３００ｈａとする。

キ　その他については、公用・公共用施設、レクリエーション施設の増加がみられるものの、低未利用地の有効利用等により、全体として約８０，３００ｈａとする。

ク　市街地については、今後とも都市化が進展することが予想されることから、約７１，６００ｈａとする。

なお、以上の数値については、今後の経済社会の不確定さなどにかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものである。

表　県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：ha　，　%)

区分		平成4年	平成17年	構成比 H4	構成比 H17	増減量 (H17－H4)
農用地		146,700	138,100	28.5	26.8	△ 8,600
	農地	145,900	137,300	28.3	26.6	△ 8,600
	採草放牧地	800	800	0.2	0.2	0
森林		167,900	162,700	32.6	31.5	△ 5,200
原野		500	500	0.1	0.1	0
水面・河川・水路		17,900	18,400	3.5	3.6	500
道路		32,200	35,800	6.2	6.9	3,600
宅地		68,900	80,100	13.4	15.5	11,200
	住宅地	42,400	50,000	8.2	9.7	7,600
	工業用地	7,900	8,800	1.5	1.7	900
	その他の宅地	18,600	21,300	3.6	4.1	2,700
その他		81,500	80,300	15.8	15.6	△ 1,200
合計		515,600	515,900	100.0	100.0	300
市街地（人口集中地区）		57,000 (H 2 年)	71,600	—	—	14,600

2　地域別の概要

（1）地域区分

地域区分については、本県における自然的、社会的、経済的諸条件の現況等を勘案しさらに長期的な展望に立った地域整備を考慮の上、「西地域」、「東地域」、「中央地域」、「南地域」の4区分とする。

地域区分	範　　囲
西地域	市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ケ谷市、浦安市、関宿町及び沼南町の区域
東地域	銚子市、佐原市、成田市、佐倉市、八日市場市、旭市、四街道市、八街市、印西市、酒々井町、富里町、印旛村、白井町、本埜村、栄町、下総町、神崎町、大栄町、小見川町、山田町、栗源町、多古町、干潟町、東庄町、海上町、飯岡町、光町及び野栄町の区域
中央地域	千葉市、茂原市、東金市、習志野市、勝浦市、市原市、八千代市、大網白里町、九十九里町、成東町、山武町、蓮沼村、松尾町、横芝町、芝山町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、夷隅町、御宿町、大原町及び岬町の区域
南地域	館山市、木更津市、鴨川市、君津市、富津市、袖ケ浦市、富浦町、富山町、鋸南町、三芳村、白浜町、千倉町、丸山町、和田町及び天津小湊町の区域

（２）地域別土地利用の基本方向

ア　西地域

西地域は、江戸川と利根川にはさまれた東葛飾北部と東京湾に面した湾岸部とからなっており、首都東京に隣接している。

この地域は、臨海部の埋め立て、交通基盤の整備、港湾機能の拡充により、人口や産業・都市機能が集積するとともに、広域幹線道路及び鉄道沿線の周辺には、商業施設、機械・金属系中小企業群、研究開発機関及び大学の立地並びに住宅地の供給が進められ、近年は臨海部を中心に、都市型アミューズメント施設や大型小売施設等が整備されるなど、都市化が最も進展した地域となっている。

今後は、これらの集積をいかし、都市環境の改善を図りながら、新産業の創造、新たな生活文化の発信及び新たな都市文化を育てる交流拠点として、また自然・居住・業務の調和した都市空間の形成を目指していく。

このため、既成市街地の再開発等による土地利用の高度化を図るとともに、低未利用地の有効利用及び秩序ある土地利用を促進する。

また、鉄道新線沿線等における新たな市街化を図るべき区域では、農用地、森林など他の土地利用との調和及び環境保全に十分配慮しながら、計画的に良好な市街地等の整備を図る。

なお、良好な都市・生活環境の形成に資するため、河川・湖沼等における親水空間の確保及び水質浄化に努めるとともに、生産緑地、街路樹、都市公園、都市近郊林及び水辺の緑地等のみどりのネットワーク化を進める。

さらに、本地域では人口・産業集積が特に進展しているため、災害に強い都市構造が求められており、自然条件や防災施設の整備状況を考慮した土地利用への誘導及び都市河川の改修等により、災害に対する安全性を高めていく。

イ　東地域

東地域は、九十九里浜沿岸と利根川下流域の平野部及び下総台地からなり、西部中央には、県下最大の湖沼である印旛沼が位置している。

この地域は、従来から本県農業の中心的役割を果たしてきたところであり、平坦で広がりのある農地を有している。また、千葉ニュータウンをはじめとする大規模な市

街地整備などを通じて都市化の進展がみられるとともに、我が国の空の表玄関である成田空港を擁し、その周辺に工業の集積がみられる。なお、主要都市には、地域の特色をいかした各種の産業の集積がなされている。

今後は、地域に根づく産業と新規に導入された産業が連携して展開するとともに、自然環境に配慮した定住環境整備や個性あるまちづくりを進め、活力ある田園文化都市圏の形成を図る。また、成田空港の立地に伴うポテンシャルを多様に活用し、首都圏の機能展開を柔軟に支える地域の形成を図り、豊かな自然の中で我が国の表玄関にふさわしい都市的環境を形成する。

このため、本地域の農業の中枢的役割にかんがみ、集団的な優良農地の確保を図り、その整備と保全に努める。また、里山林の保全と活用を図る。

市街地整備に当たっては、自然的土地利用との調和に配慮しつつ、計画的に進める。

また、基幹的交通基盤の整備を図るとともに、その整備効果や成田空港への隣接性を活用し、国際物流機能や研究開発機能等の集積を図る。

湖沼及び河川については、安全で親しめるみどりと水の空間として、治水安全度の向上、水質の浄化などのための整備を行うとともに、良好な自然環境、景観の保全に努める。また、内水面漁場としても活用を図る。

なお、成田空港周辺の地域にあっては、今後とも自然環境と都市機能の調和のとれた地域づくりを進めるとともに、未然に大気汚染、騒音振動等の影響を防止しつつ、地域の振興に配慮した土地利用を図る。

ウ　中央地域

中央地域は、都市化が進展している湾岸部と豊かな自然に恵まれている外房地区からなっている。

湾岸部では、幕張新都心等の整備が進み、国際業務都市の形成が図られるとともに商業・文化施設などの集積が進んでいる。外房地区では、農業や観光を主としながらも、住宅地としての整備も進み、加工組立型工業が展開される地域としても発展してきている。

両地域の結びつきは、都市化の進展や交通基盤の整備等により強まっていくものと

見込まれるが、今後は、湾岸部にあっては、災害への対策に十分配慮しながら、引き続き、国際的業務機能、国際交流機能等の集積を図るとともに、新たな産業の育成や、アメニティの高い生活環境の形成を進め、外房地区においては、広域幹線道路の整備に伴うポテンシャルの向上をいかした新たな産業の育成や高生産性と高付加価値性を持った農業の一層の振興を図るとともに、個性豊かな都市機能整備を進め、職・住・遊・学が備わった自立的な生活圏の形成を目指して一体感のある地域整備を行っていく必要がある。

このため、農用地については、その保全に努めるとともに、ほ場の大区画化を推進する。

森林については、貴重な自然環境を将来に継承するため、極力保全するとともに、木材生産等の経済的機能の充実及び公益的機能の増進を図るため、適正な整備に努める。都市近郊林については、地域住民に親しまれる身近なみどりとして保全・整備を図る。

宅地等については、幕張新都心整備を進めるほか、基幹的交通基盤の整備による波及効果を活用して、高次な都市機能を有し、地域の特色をいかした複合的なまちづくりを進める。また、成田空港のインパクトを効果的に受けとめるため、新たな住宅地の整備を進める。

河川・海岸については、安全性の向上を図るとともに、県民に開放された親水空間としての利用に配慮し、自然環境、景観を損なわないように努める。

さらに、河川等の水質浄化などのための整備を進める。

なお、成田空港周辺の地域にあっては、今後とも自然環境と都市機能の調和のとれた地域づくりを進めるとともに、未然に大気汚染、騒音振動等の影響を防止しつつ、地域の振興に配慮した土地利用を図る。

エ　南地域

南地域は、房総半島南部に位置し、東、南、西の三方を海岸線に囲まれ、温暖な気候、豊かな自然環境に恵まれた地域であり、東京湾沿いの平野部と森林を主体とする南部丘陵地、自然海岸などからなっている。

その土地利用構成は、農用地・森林が約７割を占めているが、今後、東京湾横断道

路の完成や広域幹線道路の整備による交通利便性の向上、かずさアカデミアパーク等の整備の進展及びリゾートのポテンシャルの顕在化により、新たな土地需要の増加が予想される。

従ってこの豊かな自然環境と都市機能を備えた住みやすく憩いのある地域づくりを旨とし、自然との共生・自然循環システムの維持の観点から地域の自然を最大限に保全しつつ、個性ある第1次産業をはじめ多彩な産業や研究開発機能が展開される活力ある地域の形成を図るとともに、自然環境と調和した観光地づくりやリゾートの形成と地震対策・砂防・地すべり防止を主体とした災害に強い地域整備を進める必要がある。

このため、中山間地域については自然景観等の保全に配慮しつつ、農業生産のための整備と生活基盤の整備を一体的に進める。

森林については極力保全するとともに、木材生産等の経済的機能及び水資源かん養等の公益的機能を総合的に発揮しうるよう必要な森林の確保と整備を図りつつ、林道等の基盤整備等を進めることにより生産性の向上を図る。

また、野生生物の生息・生育地の適切な管理・保全を進めるとともに、すぐれた自然の風景地などを適正に保全し、自然体験・学習等の自然のふれあいの場としての利用を図る。

レクリエーション施設については、自然環境の保全を図りつつ景観を損なわないように努め、都市と農・漁村との交流などによる地域の振興に配慮しつつ、整備を進める。

(3) 地域別の利用区分ごとの規模の目標

地域別の利用区分ごとの規模の目標については、土地、水、自然など県土資源の有限性を踏まえ、地域の特性をいかした均衡ある発展を図るため、人口、産業活動の想定及び土地利用動向を勘案し、地域別土地利用基本方向に沿って別表の参考表示のとおりとする。

第３　第２に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

「安全で安心できる県土利用」「自然と共生する持続可能な県土利用」及び「美しくゆとりある県土利用」等の総合的な視点を踏まえた施策の実施に向け、第２に掲げる事項を達成するための必要な措置の概要は次のとおりである。

１　公共の福祉の優先

土地については公共の福祉を優先させ、その所在する地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正な利用が図られるよう努める。このため、各種規制措置及び誘導措置等を通じた総合的な対応策の実施を図る。

２　国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法令等の適切な運用により、また、本計画等を基本として、土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保と地価の安定を図る。

その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ、関係行政機関相互間の適切な調整を図る。

３　地域整備施策の推進

地域の個性や多様性をいかしつつ、県土の均衡ある発展と地域の活性化を図るため、地域の特性に応じた地域整備施策を推進し、総合的環境の整備を図る。

４　県土の保全と安全性の確保

（１）県土の保全と安全性の確保のため、水系ごとの治水施設等の整備と流域内の土地利用との調和、地形等自然条件と土地利用配置との適合性及び超過洪水等への対応に配慮しつつ、適正な土地利用への誘導を図るとともに県土保全施設

の整備を推進する。特に、主要な河川については、時間雨量５０ｍｍの降雨に対処すべく、河川改修のほか調整池等による降雨流出対策を総合的に実施するほか、流域が本来有している保水・遊水機能の維持増進を図る。また、水利用の合理化、水意識の高揚、安定した水資源の確保等、総合的な渇水対策を図る。

（２）森林のもつ県土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、保安林及び治山施設の整備を進めるとともに、流域を基本的な単位として地域特性に応じた保育、間伐等適切な整備を推進しつつ、森林の整備水準の向上を図る。その際、林道の整備等生産、流通及び加工段階における条件の整備を進めるとともに、森林の整備への県民の理解と参加、林業の担い手の育成等及び山村における生活環境の向上を図るなど、森林整備のための基礎条件を整備する。

（３）高潮及び侵食等による被害のおそれのある地域の海岸保全施設を重点的に整備する。その際、景観や親水性などに配慮し、良好な海岸環境の保全・創出に努める。

（４）自然災害への対応については、災害に配慮した土地利用への誘導、地域防災拠点の整備、ライフラインの多重化・多元化、防災空間の確保、危険地域の情報の周知及び都市の防災構造を考慮した都市計画の推進等により、安全性の向上を図る。

５　環境の保全と県土の美しさ及びゆとりの確保

（１）生活環境の保全の観点から、騒音等の著しい交通施設の周辺において、緑地帯の設置、倉庫、事業所等の適切な施設の誘導等により土地利用の適正化を図る。また、緩衝緑地の設置や住居系、商業系、工業系等の用途区分に応じた適正な土地利用への誘導を進める。

自然の物質循環の健全化等の観点から、二酸化炭素や窒素酸化物等の排出抑

制に最大限の努力を払い、環境への負荷の低減に資する交通システムや都市等の形成に配慮した土地利用を図る。また、二酸化炭素の吸収源となる森林や都市等の緑の適切な保全・整備を図る。

（2）健全な水循環の確保の観点から、農用地、森林の適切な維持管理、有効かつ効率的な水利用の促進、雨水の地下浸透の促進、水辺地等の保全による河川、湖沼及び沿岸域の自然浄化能力の維持・回復、地下水の適正な利用等を通じ水環境への負荷の低減を図る。

特に、湖沼等の流域において、水質保全に資するよう緑地等自然環境保全に配慮する。

下水道については、下水道処理水の効果的利用や雨水貯留浸透などの推進を図る。

また、土壌汚染の防止と汚染土壌の回復に努める。

（3）廃棄物の発生抑制とリサイクルを一層進めるとともに、発生した廃棄物の適正な処理のため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。

また、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努める。

（4）多様な自然環境を体系的に保全するため、野生生物の生息・生育、自然風景、希少性等の観点からみてすぐれている自然については、公有地化や行為規制等により適正な保全を図る。

農林業的土地利用が行われている地域の二次的な自然については、適切な農林漁業活動や民間等による保全活動の促進、必要な施設の整備等を通じて、自然環境の維持・形成を図る。

また、市街地における貴重な自然環境の保全や緑化の推進等により、身近な自然の確保に努める。

さらに、房総の固有種の保全など生物の多様性を確保する観点から、生態系のネットワーク化に配慮するほか、それぞれの地域特性を踏まえ、自然とのふれあいの場を確保する。

このほか、良好な環境を確保するため、公共事業の計画段階において環境保全上の配慮を行うとともに、開発行為等について環境影響評価等の実施などにより土地利用の適正化を図る。

（５）県土の美しさとゆとりを確保するために、歴史的風土の保存、文化財の保護、美しい景観の保全・形成を図る。

6．土地利用の転換の適正化

（１）土地利用転換に当たっては、いったん転換された土地利用が容易には元には戻せないこと及びその影響の大きさにかんがみ、人口、産業の動向、周辺の土地利用の状況等、自然的・社会的条件を総合的に勘案し、土地利用転換を適正に行うとともに、転換途上であっても条件の変化を勘案し、必要な場合には計画の見直し等適切な措置を速やかに講ずる。

（２）農用地の利用転換を行う場合は、食料生産の確保、農業経営の安定、地域農業や地域景観等へ及ぼす影響に配慮し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が確保されるよう十分考慮する。

（３）森林の利用転換を行う場合は、森林法による林地開発許可制度等の適正な運用を通じて、森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、自然景観・環境の悪化等公益的機能の低下を防止することに十分配慮して、周辺の土地利用との調整を図る。

（４）大規模な土地利用転換については、その影響が広範であるため、周辺地域をも含めて十分な事前調査を行い、県土の保全と安全性の確保、環境保全等に配慮しつつ適正な土地利用の確保を図る。

また、地域住民の意向等地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備等との整合を図る。

（5）農用地と宅地の混在が進展する地域等において土地利用転換を行う場合は、混在による弊害を防止するため、無秩序な開発を抑制し、農用地、宅地等相互の土地利用の調和を図る。

7　土地の有効利用の促進

（1）農用地については、優良農用地の確保・拡大を図るため無秩序な転用を抑制しつつ、農業振興地域整備計画の見直しなどを通じ、将来とも農用地として利用すべき地域を明確に位置付け、生産性向上に向けた生産基盤の計画的な整備を図る。

生産基盤の整備に当たっては、生活環境施設と一体的・総合的に整備を進める。農用地の有効利用と経営規模の拡大を図るため、農用地の流動化を進め、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地の集積を図る。

また、農用地の持つ多面的公益機能を発揮できるよう、農用地の適正な管理・保全等を推進する。

生産緑地については、都市環境との調和に配慮しつつ、長期営農の安定継続を支援する。

（2）森林については、各地域の特性を踏まえ、公益的機能及び経済的機能に応じた施策と整備を計画的に推進する。

都市内及びその周辺の森林については、生産緑地や人工緑地、水辺の緑地等とのネットワーク化による良好な環境を形成していくために、各種協定等により保全・整備を進め、自然観察の場などとしても活用を促進する。

また、豊かな自然が残されている地域の森林については、自然とのふれあいの場としての整備と活用を図り、さらに、自然環境保全上、特に重要な森林については、積極的に保全する。

（3）水面・河川・水路については、河川氾濫地域及び土砂災害危険区域における安全性の確保、より安定した水資源の確保等の治水・利水の機能発揮に留意す

る。

水面・河川・水路の整備に当たっては、水質浄化施設の整備を推進するとともに、周辺の自然環境に十分配慮しながら親水性に富んだ施設の設置に努め、県民の憩いの場としての多様な機能が発揮できるよう努める。

（4）道路のうち、一般道路については、広域幹線道路網の整備による時間距離の短縮及び地域間の交流・連携強化による地域の活性化を図るとともに、これらと一体となって機能する国、県道等の有機的・体系的整備を進める。

また、市街地における混雑・渋滞の緩和を図るため、交差点の改良、踏切の除却、環状・迂回する道路等を整備し、交通の整流化・通過交通の円滑な処理など都市機能の強化を図る。

さらに、一般道路の整備に当たっては、安全性、快適性のほか、地域生活との関連性を重視し、道路緑化や電線類の地中化、幅の広い歩道の整備等を推進し、良好な沿道環境・街並み景観の形成を図る。

また、地域環境に与える影響を十分考慮して、自然環境に合わせた景観整備、生態系に配慮した道路環境の整備に努める。

農道及び林道については、農業農村整備事業、林道開設事業等の推進により、その整備を図るとともに、自然環境の保全に十分配慮する。

（5）住宅地については、無秩序な宅地開発の防止及び安全でゆとりある快適な居住環境の確保等に配慮しながら、公共及び民間による計画的な土地区画整理事業、宅地開発等により、宅地需要に応じた安定的な宅地供給を図るとともに、有効的土地利用を促進するため、定期借地権制度等を活用する。

また、市町村と協力して、用途地域等の地域地区、開発許可、地区計画、緑地協定等の各種制度の活用を図り、良好な居住環境を備えた市街地の形成を誘導する。

なお、現在造成中の地区については、住宅地の熟成を図るとともに、新たな開発に当たっては、河川流域や地盤の状況等の自然条件及び周辺における宅地開発の状況を勘案し、慎重に検討しながら進めるよう指導する。

また、市街化区域内農地について、宅地化するものと保全するものの区分を

踏まえ、これらを活用した計画的なまちづくりを推進する。

（6）工業用地については、「国際産業母都市」形成の一環として先進性に富む工業の新たな展開を目指し、地域特性をいかした工業団地を計画的に整備する。この整備に当たっては、広域交通アクセス、研究開発機能の集積などの立地優位性を考慮し、公害防止計画等の諸計画に適合させ、周辺地域の環境保全に配慮する。特に、既存の緑地を極力保全し、景観保全を考慮して効果的に緑地を配置し、地域環境と一体化した工業団地の形成を図る。

また、工業立地促進のための各種助成制度等を活用しながら、工業団地への新たな立地を促進し、臨海部においては、素材・エネルギー型の産業が高度集積している優位性をいかし、新技術発信拠点等として既存工業用地の有効利用を図る。

さらに、内陸部においては、引き続き、先端技術産業、成長産業を中心とする新たな工業立地を促進する。

なお、住工混在地区の工場については、公的資金の貸付制度等の活用により工業適地への移転の促進を図る。

（7）その他の宅地については、都市計画との整合を図りつつ、商業・業務機能が効率的に発揮できるよう都市交通施設の整備及び地域の実情に応じた市街地開発事業等の推進により、用地の確保と高度利用を図る。

また、学術・研究機関等の立地を促進する。

（8）公用・公共用施設については、地域の人口、交通体系、既存施設の実態等を勘案し、適正配置を図りつつ、市街地開発事業の推進などにより計画的に整備を促進する。

（9）沿岸域については、自然環境及び景観の保全、緑化の推進などに配慮し、レクリエーションの場としての利用を図るとともに、港湾、漁港等の整備を促進する。

さらに、保全・利用についての沿岸域の総合的・広域的な基本的指針を検討し、長期的観点から自然環境保全を図るとともに、持続的な利用を推進する。

(10) 低未利用地のうち耕作放棄地については、県土の有効利用及び環境の保全の観点から、周辺土地利用との調整を図り、農用地、森林等としての活用を促進するとともに、地域の実情に応じ、地域の活性化のための施設用地等への転換を図る。

また、都市の低未利用地については、県土の有効利用、防災性向上、良好な都市環境の形成の観点から、計画的かつ適正な活用を促進する。

(11) 都市環境、防災面に配慮しつつ、河川、道路等と建物等の一体的・立体的整備、市街地における地下空間の利用など複合的な土地利用を図る。

8 県土に関する調査の推進及び成果の普及啓発

県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土調査、土地基本調査、自然環境保全基礎調査、都市計画基礎調査等県土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図る。

また、県民による県土への理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、調査の成果の普及啓発及び各種指標の活用を図る。

別表（参考表示）

地域区分別の利用区分ごとの規模の目標

（単位：ｈａ）

区分	全県			西地域			東地域			中央地域			南地域		
	平成4年	平成17年	増減	平成4年	平成17年	増減	平成4年	平成17年	増減	平成4年	平成17年	増減	平成4年	平成17年	増減
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
農用地	146,700	138,100	△ 8,600	10,600	9,800	△ 800	63,100	60,800	△ 2,300	50,200	46,500	△ 3,700	22,800	21,000	△ 1,800
農地	145,900	137,300	△ 8,600	10,600	9,800	△ 800	63,100	60,800	△ 2,300	49,800	46,100	△ 3,700	22,400	20,600	△ 1,800
採草放牧地	800	800	0	0	0	0	0	0	0	400	400	0	400	400	0
森林	167,900	162,700	△ 5,200	3,800	3,300	△ 500	27,200	25,900	△ 1,300	63,600	61,400	△ 2,200	73,300	72,100	△ 1,200
原野	500	500	0	100	100	0	100	100	0	100	100	0	200	200	0
水面・河川・水路	17,900	18,400	500	4,000	4,100	100	7,000	7,000	0	4,200	4,400	200	2,700	2,900	200
道路	32,200	35,800	3,600	4,900	5,400	500	10,200	10,800	600	12,000	13,400	1,400	5,100	6,200	1,100
宅地	68,900	80,100	11,200	17,400	20,000	2,600	15,400	18,300	2,900	25,400	29,300	3,900	10,700	12,500	1,800
住宅地	42,400	50,000	7,600	11,300	13,100	1,800	10,300	12,300	2,000	15,200	17,800	2,600	5,600	6,800	1,200
工業用地	7,900	8,800	900	1,400	1,500	100	800	1,000	200	3,900	4,300	400	1,800	2,000	200
その他の宅地	18,600	21,300	2,700	4,700	5,400	700	4,300	5,000	700	6,300	7,200	900	3,300	3,700	400
その他	81,500	80,300	△ 1,200	13,200	11,400	△ 1,800	21,100	21,300	200	28,600	29,000	400	18,600	18,600	0
市街地（人口集中地区）	57,000 (H2年)	71,600	14,600	24,600	31,500	6,900	6,300	8,600	2,300	20,300	24,300	4,000	5,800	7,200	1,400
県土面積	515,580	515,900	320	53,990	54,090	100	144,120	144,160	40	184,050	184,090	40	133,420	133,560	140

（注）平成１７年の地域別県土面積の算定にあたっては、「全国都道府県市区町村別面積調」及び「国勢調査報告」により算定した平成４年の面積に、公有水面埋め立てによる増加面積を合計し、１０ｈａ単位で算定した。